

第 2 次

江別市自殺対策計画

(令和 6 年度～令和 1 0 年度)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

素 案

北海道江別市

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨 1ページ
- 2 計画の位置づけ 2ページ
- 3 計画の期間 3ページ

第2章 江別市における自殺の現状と課題

- 1 江別市における自殺者数等の推移 4ページ
- 2 江別市における自殺の特徴 6ページ
- 3 江別市における自殺対策の課題 7ページ

第3章 第1次計画の取組と評価

- 1 目標の達成状況 8ページ
- 2 基本施策及び重点施策に対する主な取組 8ページ
- 3 各施策の評価 10ページ

第4章 第2次計画における目標

- 1 計画の目標 14ページ

第5章 いのち支える自殺対策における取組

- 1 基本施策 16ページ
- 2 重点施策 18ページ

第6章 自殺対策の推進体制

- 1 江別市における推進体制 20ページ
- 2 庁内における推進体制 20ページ

資料

- 1 第2次計画策定の経過 21ページ
- 2 江別市自殺対策推進本部設置要綱 22ページ
- 3 関係各課の生きることの包括的な支援一覧(令和5年度現在) 23ページ

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、平成19年6月には自殺総合対策大綱が策定されました。自殺は個人の問題ではなく広く社会の問題であるという認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきた結果、年間の自殺者数は3万人台から2万人台前半まで減少しており、着実に取組の成果が表れてきています。

しかし、年間2万人以上の自殺者がいることは深刻な非常事態であることに変わりはなく、近年では全体の自殺者数が減少傾向にある中で、小中高生の自殺者数が増加傾向にある、令和4年まで3年連続で女性の自殺者数が増加しているなど、対策が必要な状況が続いています。

国においては、令和4年10月に自殺総合対策大綱を見直し、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化など、新たな重点施策を掲げ、取組を推進することとしています。

平成28年の自殺対策基本法改正により、全ての市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、江別市では、平成30年8月に江別市自殺対策推進本部を設置し、平成31年3月に第1次江別市自殺対策計画を策定して自殺対策の取組を進めてきました。

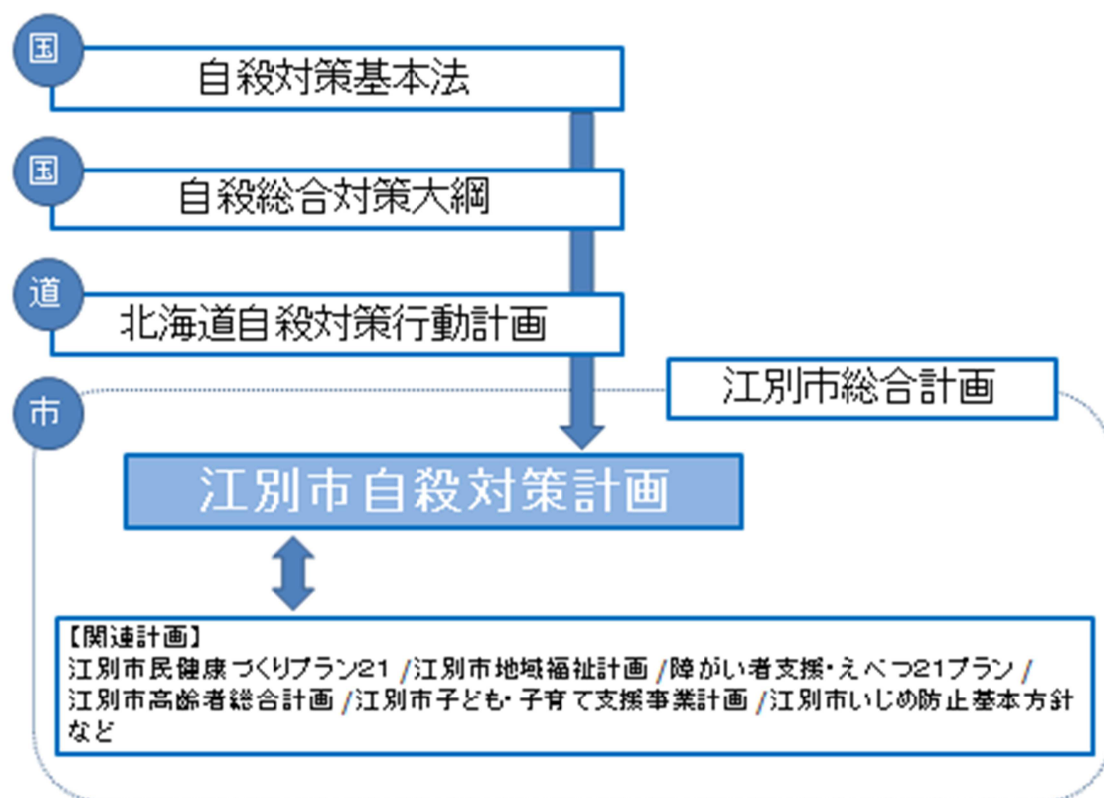
第1次江別市自殺対策計画の計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間であることから、これまでの取組を分析・評価した上で現状と課題を明らかにし、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市全体で自殺対策をより一層推進するため、第2次江別市自殺対策計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)及び北海道自殺行動対策計画(令和5年3月策定)並びに地域の実情を勘案して策定する市町村自殺対策計画です。

(2) 本計画は、江別市自治基本条例に基づき策定された第7次江別市総合計画が示す分野別の政策(まちづくり政策)に沿って策定される健康づくり部門の個別計画です。

また、江別市民健康づくりプラン21などの関連する各計画と整合性を図り、連携して取組を進めていくものとします。



(3) 自殺対策はSDGs(持続可能な開発目標)が掲げる「誰一人取り残さない社会の実現」という理念と共通する部分があり、本計画に定める施策を推進することでSDGsの目標達成に資するものです。



3 計画の期間

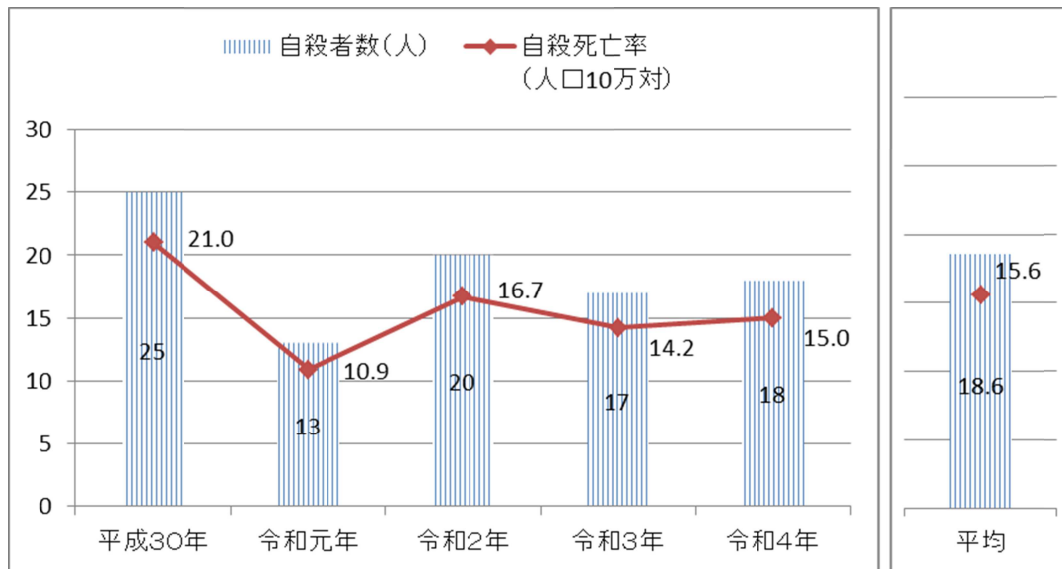
国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることや、第4期北海道自殺対策行動計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国		自殺総合対策大綱(概ね5年間)					
北海道		第4期北海道自殺対策行動計画(5年間)					
江別市			第2次江別市自殺対策計画(5年間)				

第2章 江別市における自殺の現状と課題

1 江別市における自殺者数等の推移

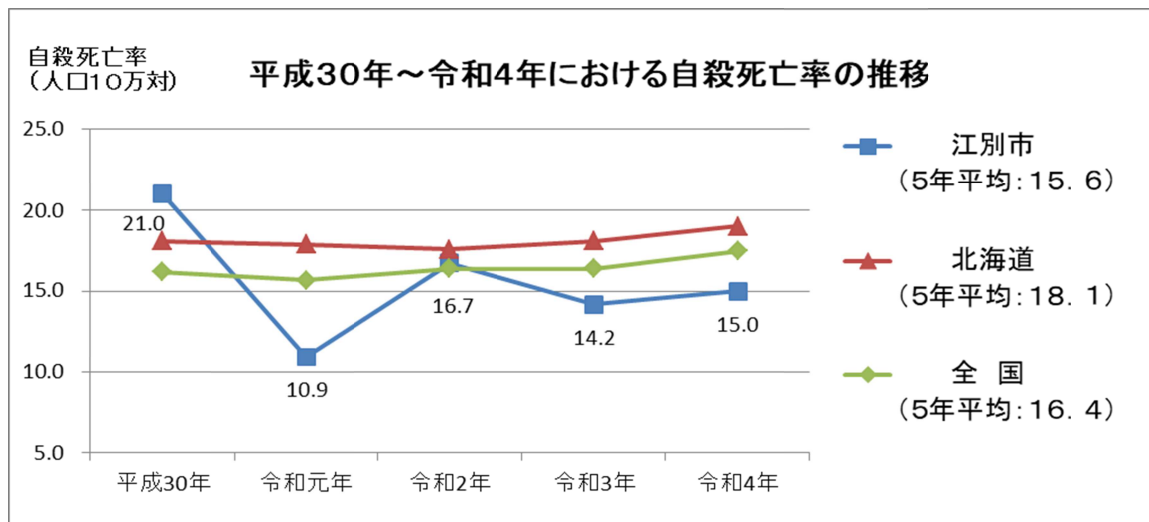
(1) 江別市における自殺者数及び自殺死亡率の推移



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づき江別市保健センター作成

江別市の自殺者数は、平成30年から令和4年までの5年平均は18.6人で、毎年20人近くの方が自殺で亡くなっています。

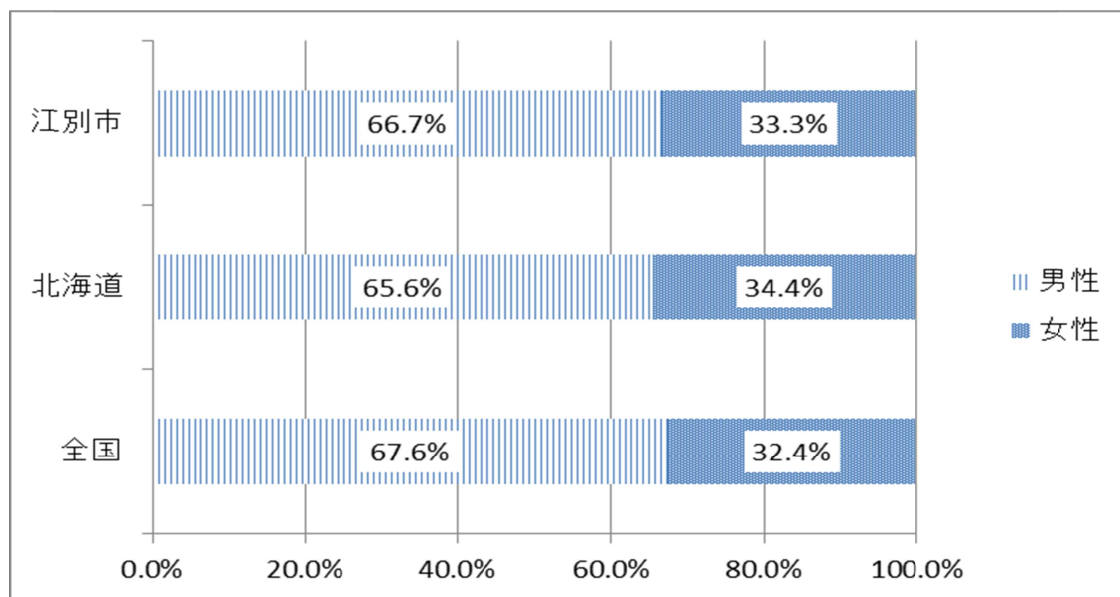
(2) 自殺死亡率の全国、北海道、江別市の比較



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づき江別市保健センター作成

平成30年から令和4年までの5年平均では、江別市は国、北海道よりも自殺死亡率が低くなっています。

(3) 自殺者の性別による全国、北海道、江別市の比較
(過去5年間・平成30年から令和4年)



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づき江別市保健センター作成

全国、北海道、江別市いずれも男性の割合が約67%、女性の割合が約33%であり、男女比による特徴は特にみられません。

2 江別市における自殺の特徴

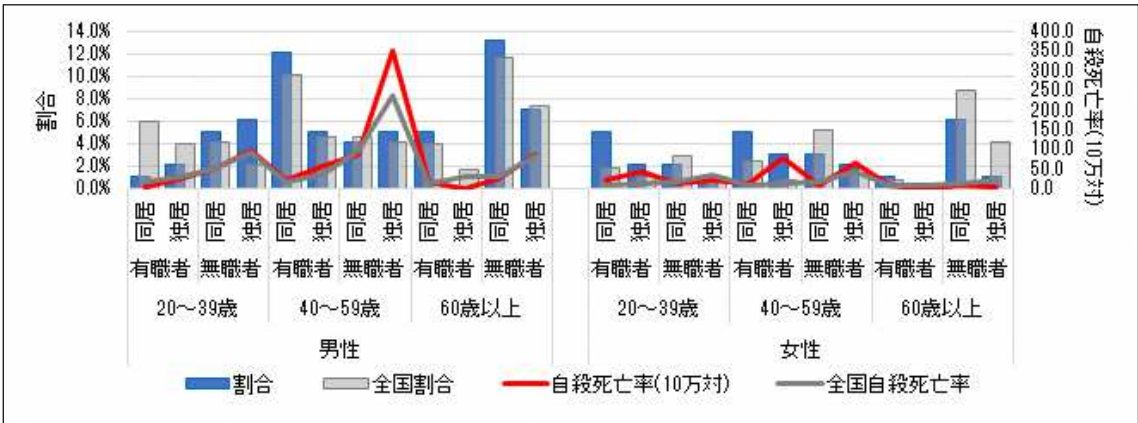
(1) 地域の主な自殺者の特徴(2017～2021 年合計)

(自殺日・住居地)

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	13	13.1%	27.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	12	12.1%	20.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職独居	7	7.1%	86.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位:男性 20～39 歳無職独居	6	6.1%	93.7	①【30 代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺／②【20 代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
5 位:女性 60 歳以上無職同居	6	6.1%	7.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計
区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順

(2) 地域の自殺の概要(2017～2021 年合計)

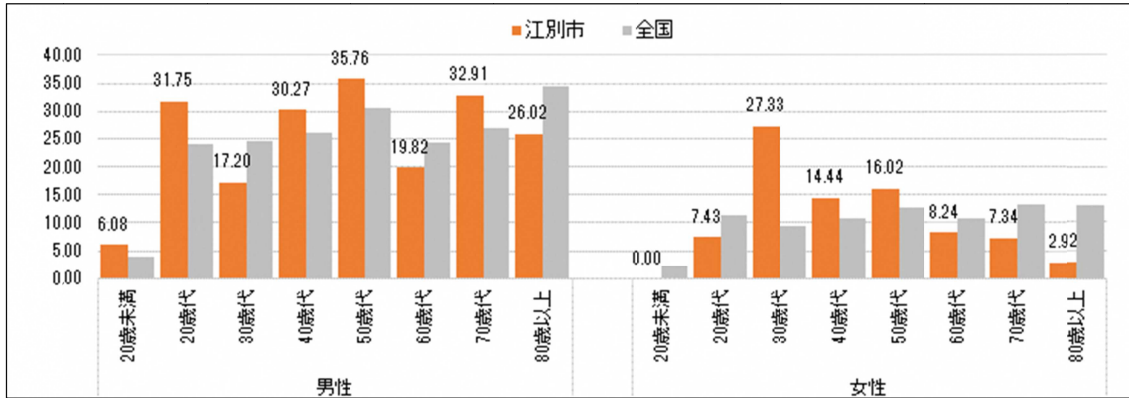


資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

(1)、(2)の資料から、男女ともに「60歳以上・無職者・同居」の割合が高いことがわかります。

また、男性は「40～59歳の有職・同居」の割合が高いこともわかります。

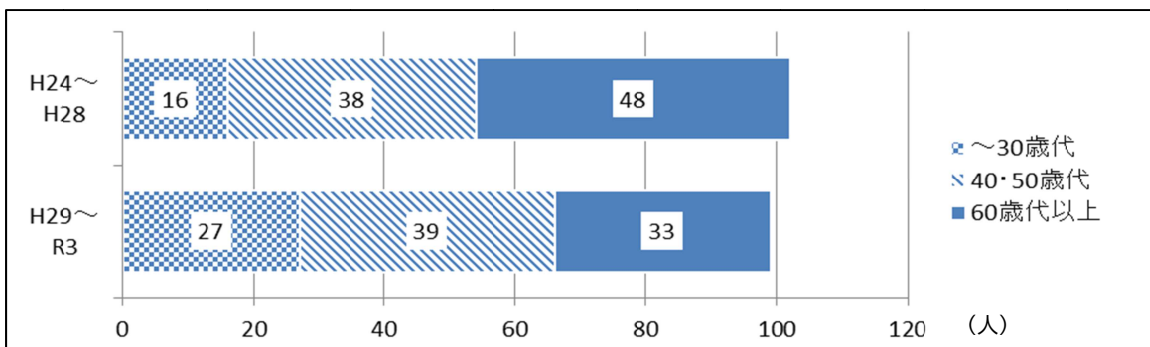
(3) 性・年代別の平均自殺死亡率(年10万対)(2017～2021 年)



資料:いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)作成の地域自殺実態プロフィール2022より

男女ともに働き盛りの40歳代、50歳代の自殺死亡率が全国よりも高くなっています。また、男性は70歳代以上の自殺死亡率が高いことがわかります。

(4) 年代別自殺者数



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」に基づき江別市保健センター作成

平成24年から平成28年までの5年間に比べ、平成29年から令和3年までの5年間では、30歳代までの若年層の自殺が増えています。

前ページの(2)性・年代別の平均自殺死亡率(10万対)のグラフでは、男性は20歳代、女性は30歳代の自殺死亡率が全国に比べて高いこともわかります。

江別市には4つの大学があり、約1万人の学生が通学していることから、学生の自殺予防対策に注力する必要があります。

3 江別市における自殺対策の課題

- (1) 働き盛りの自殺割合が高い/男性は高齢者の自殺割合が高い
- (2) 無職者・失業者の自殺率が高い
- (3) 若年層の自殺が増えている

第 3 章 第1次計画の取組と評価

1 目標の達成状況

第1次計画では、国の目標(令和8年までに自殺死亡率を平成27年比で30%以上減少させる)を勘案し、段階的に自殺死亡率を低減することを目標としていました。

基本施策及び重点施策に対する主な取組を推進したことで、目標を上回りました。

(人口10万対)

指 標	基準値	目標値	実績値
対 象 年	平成29年	令和4年	令和4年
自殺死亡率	20.1	16.0	15.0

2 基本施策及び重点施策に対する主な取組

【基本施策】

	第 1 次計画の 基本的な考え方	第 1 次計画における 主な取組
①地域における ネットワークの 強化	・関係団体等の相談機関が課題や現状を共有し、地域におけるネットワークを強化する。	・江別市自殺対策推進本部会議、連絡会議 ・民生委員・児童委員への情報提供 ・江別市自立支援協議会 ・要保護児童対策地域協議会
②自殺対策を 支える人材育成 の強化	・ゲートキーパーの養成を進め、その認知度を高める。各研修などにおいて「生きることの包括的な支援」がより一層実施できるようなプログラム内容について、協議、検討を進める。	・ゲートキーパー養成研修会(高齢者支援者、子育て支援者、教育関係者、市民、市職員等) ・出前健康教育
③普及啓発の 強化	・地域における各種相談機関の概要や支援内容、相談先一覧などを再度集約し、普及啓発を一層進める。 ・地域住民が参加可能な学習会や勉強会についても、様々な媒体を用いて周知する。	・パンフレット、相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」等の配布 ・こころの健康づくり講演会 ・窓口相談時の内容に応じた相談先の助言 ・市ホームページや SNS でこころの健康づくりに関する情報発信

④こころの健康を支える環境の整備促進	・職場でのメンタルヘルスを推進する。 ・職場や地域、学校におけるこころの健康保持の環境整備を推進する。 ・こころの健康に関する相談先への連携を強化する。	・ストレスチェック制度の啓発 ・居場所づくり事業シエスタの実施 ・産後ケア事業 ・こころと体の健康相談 ・子育て支援センターやあそびのひろば等における相談
⑤SOS の出し方に関する教育の推進	・SOSの出し方、意思表示することの重要性についての教育を推進する。	・心のダイレクトメール ・自殺予防教育プログラム ・教員や心の教室相談員への研修

【重点施策】

	第1次計画の基本的な考え方	第1次計画における主な取組
I 高齢者の「居場所づくり」をはじめとする地域との繋がりへの構築	・通いの場に関する情報発信を進める。 ・人付き合いを苦手とする方も気軽に参加できる、セミナーや研修などの学びの場を提供する。	・高齢者の通いの場の情報発信、立ち上げ支援 ・えべつ市民カレッジ ・蒼樹大学
II 生活困窮者・就労者に対する相談支援の充実	・相談先窓口一覧カードを配布する。 ・各関係機関との必要な支援の共有化 ・生活困窮者の相談や就労等の自立支援を進める。 ・企業、事業所へのメンタルヘルスをはじめとする健康教育を進める。	・生活困窮者自立支援事業 ・就労準備支援事業 ・障害者就労相談支援事業 ・生活保護受給者に対する給付、助言 ・消費生活相談 ・ストレスチェック制度の啓発 ・メンタルヘルスに関する出前講話 ・悩みに応じた相談窓口の設置
III 児童・生徒（小学生から大学生等まで）への生きる支援の一層の充実	・SOSを出すことの大切さについて、広く周知及び啓発する。 ・児童、生徒に関わる方へのゲートキーパー養成研修 ・大学内の学生支援を行う部署との連携を進め、こころの健康に関する普及啓発を進める。	・子育てに関する講演会の開催 ・教育相談 ・適応指導教室「すぽっとケア」 ・心のダイレクトメール ・自殺予防教育プログラム ・教員や心の教室相談員への研修

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。様々な分野の人がゲートキーパーとして活躍することで、自殺対策につながるとされています。

いつでも
だれでも
どこでも

へん か
変化に気づく

みみ かたむ
じっくりと耳を傾ける

し えん せき
支援先につなげる

あたた み まも
温かく見守る

3 各施策の評価

【基本施策】

①地域におけるネットワークの強化

江別市には、生活困窮者自立支援制度による支援や、高齢者、児童・生徒、子育てに関する支援、障がい者支援や妊産婦支援、生活保護相談や納税相談、医療機関や消防署、保健所や大学の学生支援担当課など、生きることの包括的な支援を行う相談機関が数多くあります。

これらの地域におけるネットワークの強化を図るため、実際に相談業務を行う相談センター等に対するインタビュー(実態調査)を行い、相談の内容等について実情を把握しました。この結果を基に、庁内関係課で構成する「江別市自殺対策推進連絡会議」において現状や課題の共有及び解決策の検討を行い、普及啓発に係る資料を見直し、それらを活用しながら、地域包括支援センターや民生委員児童委員連絡協議会等、関係団体と市内の現状の情報共有・啓発を図ることができました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での会議の開催等は難しい状況でしたが、一定程度の連携は図ることができたと考えています。今後においても、様々な相談機関と課題や現状を共有し、地域におけるネットワークの強化を図ります。

②自殺対策を支える人材育成の強化

こころの健康を支える地域の力(相談にのることができる人、見守りができる人など)を育てるため、市民、民生委員・児童委員のほか、教員、心の教室相談員、子育て支援関係者、高齢者支援関係者など、様々な分野の方を対象に研修会を実施し、ゲートキーパーの養成と認知度の向上を図りました。また、地域福祉を担う方々を対象とした研修においては、現場での疑問点や悩みを持ち寄って講師の助言を受けるなど、日々の相談業務に活かすことができるよう工夫して実

施しました。

行政サービスを提供する市職員に対して、ゲートキーパーの認知度向上のための研修を実施したほか、市民と接する機会が多い窓口職員に対し、より実践的な内容の研修会を行うなど、市職員自らがゲートキーパーとなれるよう努めました。

しかし、令和4年度のゲートキーパー養成研修会において実施したアンケートにおいて、ゲートキーパーの認知度は 28.6%と3割にも満たないことから、更なる認知度の向上を図ります。

③普及啓発の強化

誰もが悩んでいるときに、どこに相談をすれば良いかわからずに困る状態にならないよう、地域における各種相談機関の概要や支援内容、相談先などをわかりやすく一覧にした相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」を令和元年度に作成し、広く様々な方に手に取ってもらえるようカードサイズとし、市役所や図書館、公民館、地区センターなどの公共施設のほか、小中学校・高校や大学、大型商業施設や薬局等で広く配布しました。

令和4年度には、高齢の方が見やすいように文字やサイズを大きくし、内容も高齢者向けとした高齢者版の相談先窓口一覧カードを作成し、高齢者の相談を受ける機会が多い地域包括支援センターや市役所窓口等で配布しました。また、各窓口においては、相談内容に応じて適切な相談窓口へつなぐなど、生きることの包括的な支援につながるよう取り組みました。

市民がメンタルヘルスについて学ぶことができる「こころの健康づくり講演会」は、広報誌やホームページのほか各マスコミや SNS を活用するなど様々な媒体を用いて周知に努めました。

市民が参加可能な講演会等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模の縮小を余儀なくされましたが、生きるための包括的な支援の啓発の重要性は高まっていると考えられることから、相談先窓口一覧カード等も活用しながら引き続き啓発に努めます。

④こころの健康を支える環境の整備促進

生きることを阻害する様々な要因や、ストレスが積み重なることで、こころの健康が悪化していくことから、ストレスの蓄積に早期に気づき、相談できる環境を整備するため、地域の団体や市内企業等に対して、心の健康を保つ方法などをテーマとした健康教育を実施しました。また、悩みを抱える方を支援している家族・友人・知人などの支援者の会合に参加し、必要な方を相談先へつなぐなど、相談先への連携強化を図りました。

市では、職員に対して、「ストレスチェック制度」の取組を行っており、自身のス

トレスの気付きを促し、高ストレス状態と判定された職員には、産業医との面談や、医療機関の受診を勧めるなど、メンタルヘルスの保持に努めてきました。

今後においても、様々な団体や企業に対してこころの健康を支える環境整備を呼び掛けていくほか、妊産婦や子育て中の方に対して、切れ目のない伴走型相談支援を行うため、相談機関の連携を一層強化します。

⑤SOS の出し方に関する教育の推進

学童期や思春期の児童・生徒が、自らのこころの健康や、学校生活での悩み、生活の危機に直面したときに、助けを求めることができるよう、「心のダイレクトメール」を実施しました。また、北海道が策定した自殺予防教育プログラムに基づき、中学校や高校において、SOS を出すことの重要性についての教育を実施しました。

SOS を受け取る立場である教員や心の教室相談員を対象に、児童・生徒が出すSOSのを見つけ方についての研修を実施したほか、生きることの阻害要因であるいじめや不登校の防止のため、相談員等による教育相談や電話相談など相談しやすい体制を整えています。特に児童・生徒は、自らがつらい思いをしている、悩みを抱えていることを、周りに意思表示することは容易ではないことから、引き続き、SOS の出し方や意思表示することの重要性についての教育を推進します。

【重点施策】

I 高齢者の「居場所づくり」をはじめとする地域との繋がり構築

団体や住民主体で立ち上げている通いの場に関して、「江別市内『通いの場』情報誌」の発刊や、立ち上げ支援及び継続支援を江別市社会福祉協議会と地域包括支援センターが江別市の委託を受けて実施してきました。

また、市内4大学等主催の市民向け公開講座と市主催講座を総合的に情報提供する「えべつ市民カレッジ」や「江別市蒼樹大学」など、高齢者が社会参加できる環境づくりを行ってきました。

いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止を余儀なくされた時期もありましたが、高齢者やひきこもりの方が地域でのつながりを保てる場として、今後も継続して取り組みます。

II 生活困窮者・就労者に対する相談支援の充実

市や関係団体において、それぞれの悩みに応じた相談窓口を設置しており、地域における各種相談機関の概要や支援内容、相談先などをわかりやすく一覧にした、名刺サイズの相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」や、サイズを大きくして内容も高齢者向けとした高齢者版「ひとりじゃないよ」を作成し、市内施

設等で配布するとともに、地域包括支援センターや民生委員児童委員連絡協議会と連携し相談や訪問時に活用してもらうよう周知を図りました。

「くらしサポートセンターえべつ」をはじめとした地域福祉を担う各関係機関との意見交換や情報交換を行い、生活困窮者の相談や就労等の自立支援に向けた情報共有を行いました。

企業・事業所からの依頼に基づき、就労者がメンタルヘルスについて学ぶことができる出前健康教育を行ってきました。出前健康教育は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が少なかったため、広く関心をもってもらえるよう周知方法等を検討し、実施します。

Ⅲ児童・生徒(小学生から大学生等まで)への生きる支援の一層の充実

SOSを出すことの大切さについて、北海道が策定した自殺予防教育プログラムに基づいて中学校や高校で教育を行いました。また、SOSを受け取る立場である教員や心の教室相談員を対象とした研修会を実施するとともに、児童・生徒が手紙やメールでも助けを求めることができるよう、「心のダイレクトメール」を実施しました。

不登校や虐待など学校・家庭等で悩みや困難を抱える児童生徒から相談を受ける教育相談や、いじめ・不登校に関する相談窓口の設置、学校に行きたくても行けない児童・生徒のための適応指導教室「すぽっとケア」など、児童・生徒にとって生きることの阻害要因に対する支援を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校や大学においてはオンライン授業が増加し、対人関係や孤立といった問題も生じています。今後においては、大学内の学生支援を行う部署等との連携を深め、こころの健康に関する普及啓発を進めます。

第4章 第2次計画における目標

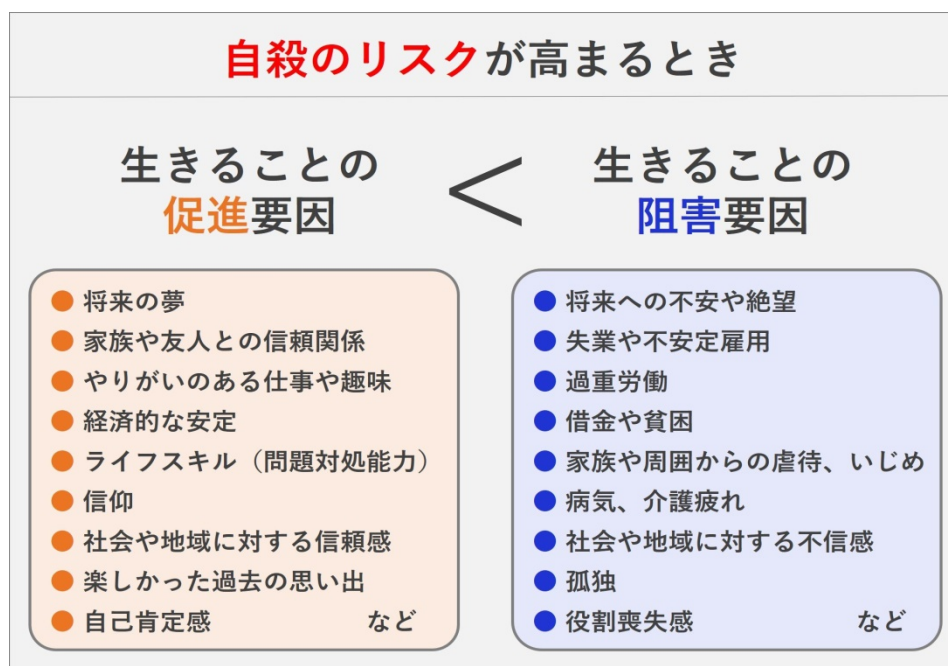
1 計画の目標

(1) 目指す姿

自殺に至る原因は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格的傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときや、いくつかの問題が重なり深刻化したときに自殺が起こるといわれています。

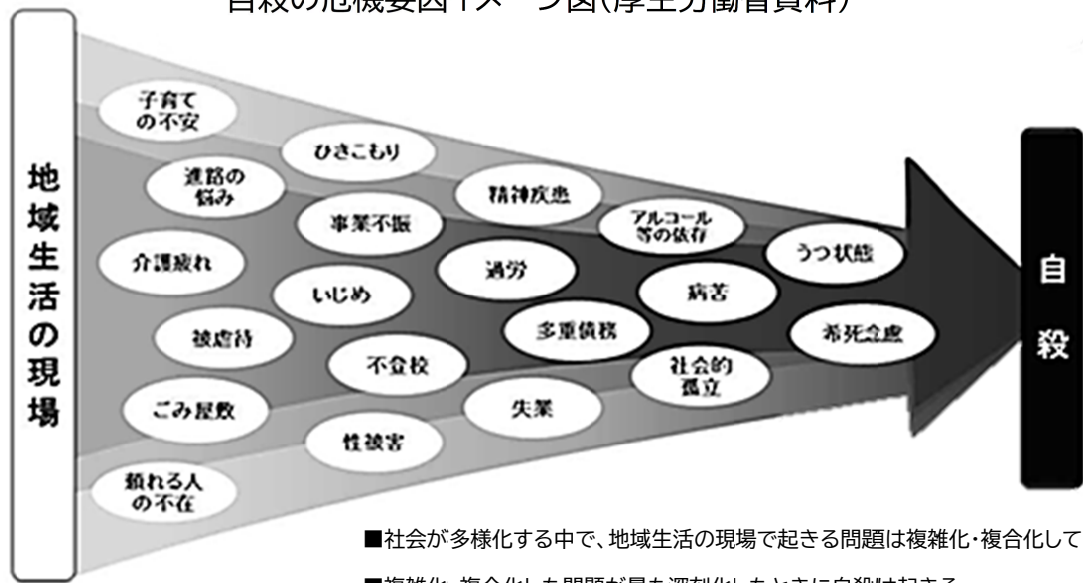
自殺は、防ぐことができる社会的問題であるという認識の下、「生きることの包括的な支援」を地域全体で総合的に推進していくことが重要です。

「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組を両輪で展開していくことで自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。



資料:いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)作成

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



■社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化してきている。

■複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。

「平均 4 つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。

※出典 NPO 法人ライフリンク

(2) 目標値

国は、平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を先進諸国の水準まで引き下げることを目指し、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標と定め、その目標は、令和4年10月に閣議決定した新たな自殺総合対策大綱においても引き継がれています。

また、北海道は、令和5年3月に策定した第4期北海道自殺対策行動計画において、令和9年までに平成28年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

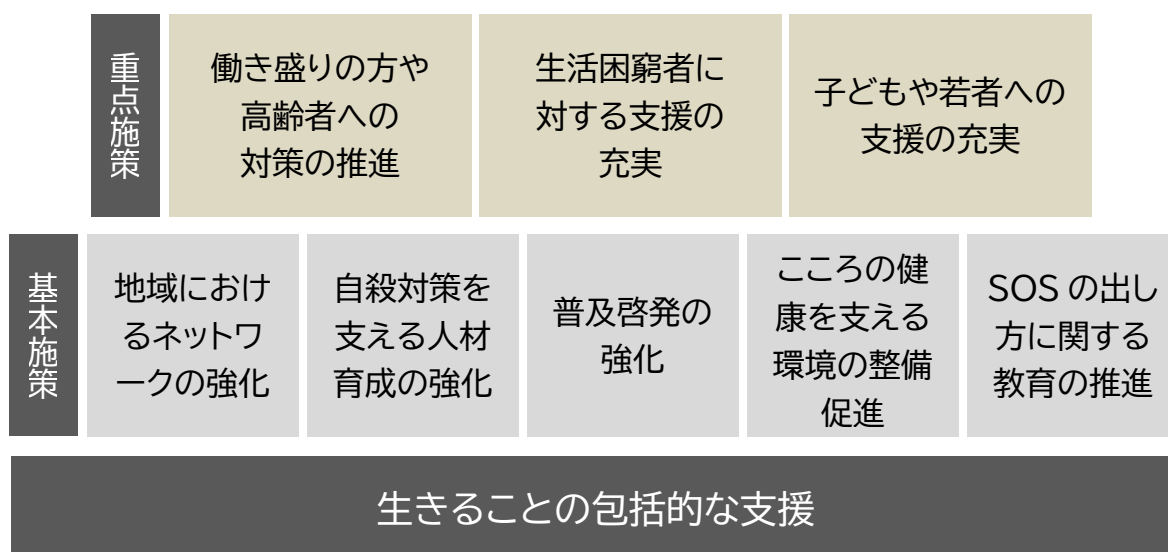
江別市においても、国や北海道の方針を踏まえて同水準で段階的に自殺死亡率を引き下げることを目指し、令和10年までに平成29年と比べて30%以上減少させ、14.0以下とすることを目標とします。

(人口10万対)

指 標	基準値	現状値	目標値
対 象 年	平成29年	令和4年	令和10年
自殺死亡率	20.1	15.0	14.0

第5章 いのち支える自殺対策における取組

本計画では、第1次計画に引き続き、国の自殺総合対策の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」ですべての市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、第2章で述べた江別市の課題である「若年層の自殺が増えている」「働き盛りの自殺割合が高い/男性は高齢者の自殺割合が高い」「無職者・失業者の自殺率が高い」に合わせて特に重点的に対応を取るべき「重点施策」を策定し、取組を進めます。



1 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、市、団体、企業、市民等が連携して自殺対策を推進することが重要です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけではなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等も通じて、様々な分野でのネットワークの強化を図ります。

また、相談機関等における課題や現状を共有し、解決策の検討を進めるとともに、有機的な連携が図れる体制づくりを進めます。

【主な取組内容】

- ・各相談機関における課題共有及び解決策の検討
- ・庁内における連携及びネットワークの強化
- ・地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制の整備

② 自殺対策を支える人材育成の強化

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割はとても重要です。

自殺対策を支える人材として、引き続きゲートキーパーの認知度の向上や養成の取組を重点的に進めます。行政サービスを提供する市職員への研修を強化するとともに、若年層の自殺が増えていることから、学校関係者への研修を進めます。

【主な取組内容】

- ・学校関係者や様々な分野の支援者等を対象としたゲートキーパー養成研修会の開催
- ・市職員のゲートキーパー養成研修会の体系化
- ・出前健康教育におけるゲートキーパー講話

③ 普及啓発の強化

市民自らが、悩みやストレス等に対し適切な対応をとることができるようになり、ひとりで抱え込まずに早めに相談する意識を高めるために、こころの健康づくりに関する知識・情報について啓発を行います。また、誰もがつらいときに相談できるよう、相談先の周知、普及に努めます。

【主な取組内容】

- ・こころの健康づくりや生きることの包括的な支援についての知識・情報に関する普及啓発
- ・相談先窓口に関する普及啓発
- ・こころの健康づくりに関する講演会・イベント等の開催による啓発

④ こころの健康を支える環境の整備促進

悩みを抱えた方を取り巻く社会的な状況は様々であることから、一人ひとり、きめ細やかな支援が受けられるよう、対象に応じた相談・支援体制の充実を図ります。生きることの阻害要因が重なることを防ぐために適切な相談窓口につなぐとともに、生きにくさを抱える人への支援を行うことで、こころの健康の保持・増進を行うことができる環境づくりを進めます。

【主な取組内容】

- ・相談体制の充実と相談先窓口に関する普及啓発
- ・居場所づくりの推進
- ・心身の健康づくりの推進

⑤ SOS の出し方に関する教育の推進

子どもの命を守るため、児童生徒に対し、自らがつらい思いをしたり、悩みを抱えているときに、SOS を出せる力をつけることの重要性についての教育を進めるとともに、子どもが相談しやすい環境づくりに努めます。

また、悩みを抱える児童生徒を早期に見つけるための取組を進めます。

【主な取組内容】

- ・各小中学校が行う自殺予防教育(援助希求的態度の育成)
- ・児童生徒や保護者が相談できる場の充実

2 重点施策

① 働き盛りの方や高齢者への対策の推進

自殺に追い込まれる背景は、長時間労働による過労、職場の人間関係、健康問題など多岐にわたるため、それぞれの悩みに応じた相談窓口の充実を図ります。

また、高齢者層では、本人の健康問題や病苦、介護の悩み・疲れなどが自殺の背景にあると考えられており、地域における見守りなど、高齢者が孤立せず安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【主な取組内容】

- ・職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策等の推進
- ・高齢者の健康づくりと介護予防の推進
- ・高齢者の社会参加の促進及び孤立防止
- ・要支援・要介護者及びその家族への支援の充実

② 生活困窮者に対する支援の充実

生活困窮に陥る事由は、疾病や不況など様々です。このことから、生活困窮者自立支援事業を柱に、生活困窮者への支援の充実を図り、各取組において自殺対策との連携を強化することで、生活苦等を抱える自殺のリスクが高い方が適切な相談先へスムーズにつながるよう支援を行います。

【主な取組内容】

- ・多分野・多機関による支援ネットワークの構築及び支援の実施
- ・自殺対策と連動した生活困窮者対策
- ・無職者・失業者に対する相談窓口や支援の充実

③ 子どもや若者への支援の充実

若年層にあたる思春期・青年期は、子どもから大人へと成長していく時期です。いじめや不登校等に悩む児童生徒等への支援を行うとともに、適切な相談先につながるができるよう SNS 等による相談先の普及啓発を行います。

また、市内の大学内の学生支援を行う部署等との連携を深め、自殺リスクの高い学生への支援体制の検討を行います。

保護者が安心して妊娠、出産、子育てができ、子ども自身が乳幼児期から自己肯定感を持ちながら成長できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

【主な取組内容】

- ・SNS 等による児童・生徒・学生の支援窓口の普及啓発及び支援の充実
- ・経済的困難を抱える子どもや保護者への支援の充実
- ・子育てを行っている保護者への相談体制及び支援の充実
- ・ICT を活用した相談体制の充実と普及啓発

第6章 自殺対策の推進体制

1 江別市における推進体制

江別市全体で自殺対策を総合的に推進していくためには、行政だけではなく、各関係機関や地域の団体などが協働・連携し、様々な立場から包括的に活動を展開していく必要があります。

引き続き江別市や江別保健所等の行政機関が中心となって、地域団体、医療・福祉団体、高齢者支援機関、教育機関等とのネットワークづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の関係団体や、自治会連合会、栄養士会、食生活改善協議会、民生委員児童委員連絡協議会、消費者協会、女性団体協議会、江別地区連合、商工会議所、高齢者クラブ連合会、スポーツ協会、幼稚園連合会、市民公募委員で構成する「江別市民健康づくり推進協議会」において、各団体における取組状況の共有や、本計画の進捗管理、施策に対する市民意見の反映に努めます。

2 庁内における推進体制

江別市では、自殺者数の減少及び地域における社会資源の一層の連携強化を図るため、平成30年8月に副市長を本部長とした江別市自殺対策推進本部を設置しました。また、推進本部の下に、「生きることの包括的な支援」に携わる関係課の担当職員で構成する江別市自殺対策推進連絡会議（ワーキングチーム）を設置しています。

本計画期間中においても、江別市自殺対策推進本部及び江別市自殺対策推進連絡会議を定期的に開催し、江別市における自殺の現状や課題のほか、各課における取組や本計画の進捗状況等を共有し、総合的かつ効果的に施策を展開します。

資 料

1 第2次計画策定の経過

時期	会議等名称	内容
令和5年5月	令和5年度第1回 江別市自殺対策推進連絡会議	第1次計画の取組状況や評価に関する意見交換 (書面開催)
令和5年6月28日	令和5年度第1回 江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の策定スケジュールの協議
令和5年8月23日	令和5年度第2回 江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画策定の概要及び第1次計画の分析・評価の報告 第2次計画の方向性の協議
令和5年10月	令和5年度第2回 江別市自殺対策推進連絡会議	第2次計画の素案に関する意見交換 (書面開催)
令和5年11月7日	令和5年度第1回 江別市自殺対策推進本部	第2次計画の素案に関する意見交換
令和5年11月15日	令和5年度第3回 江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の素案の協議
令和5年12月7日 ～ 令和6年1月9日	パブリックコメント	第2次計画(案)に関する市民意見の募集 ××件の意見あり
令和6年1月31日	令和5年度第2回 江別市自殺対策推進本部	第2次計画の策定について
令和6年2月7日	令和5年度第4回 江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の策定について

随時：庁内関係各課や市内関係団体との意見交換、情報共有

2 江別市自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、自殺者数の減少及び地域における社会資源の一層の連携強化を図るため、江別市自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 江別市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係機関の連携方策に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、部長及び部長相当職をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

2 本部長に事故があるときは、本部員のうち健康福祉部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(部会等の設置)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、部会等を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

3 関係各課の生きることの包括的な支援一覧(令和5年度現在)

(1)基本施策

①地域におけるネットワークの強化

事業名	取組内容	担当部署
江別市生活困窮者自立支援ネットワーク会議	生活が困窮している相談者が抱える多様で複合的な問題について市や社会福祉協議会の関係機関等が連携し、情報共有する。	健康福祉部 管理課
江別市自立支援協議会	障がい福祉に関する関係者の連携・協議により、障がいのある市民のための支援体制を充実させる。	障がい福祉課
江別市自殺対策推進本部会議・連絡会議	児童、学生から高齢者までのすべての世代にわたる「生きることの包括的な支援」についての現状や課題について共有し、必要な取組を進める。	保健センター
江別市家庭児童対策地域協議会	要保護児童等に対し、関係機関・団体が連携し、情報共有や支援方針決定等を行い、適切な支援を図る。	子育て支援課 子ども家庭総合支援 担当

②自殺対策を支える人材の育成

事業名	取組内容	担当部署
ゲートキーパー養成研修会	自殺対策を支える人材育成を目的に、様々な対象にゲートキーパー養成研修会を開催する。	保健センター
メンタルヘルスに関する出前健康教育	自身のストレスに気づき対処するための知識を身につけるとともに、身近な人の変化に気づくことができるゲートキーパーについての講話を、地域や職域に出向いて行う。	保健センター

③普及啓発の強化

事業名	取組内容	担当部署
市政や生活情報の周知	転入者向けの「江別生活ガイドブック」により、市政に関する情報や市民生活に係る情報を広く周知する。	広報広聴課
DV、セクハラ、性的マイノリティに関する各種相談窓口の周知	広報誌やホームページへの掲載、相談窓口一覧の配布により、DV、セクハラ、性的マイノリティに関する相談窓口を周知する。	市民生活課 市民協働担当
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」(一般向け、高齢者向け)を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
SNS 等による啓発活動	市公式 SNS 等を通じて、自殺予防週間(9月10日～16日)や、自殺対策強化月間(3月)、小中学校の長期休暇明け(8月及び1月)に合わせて、自殺予防や悩みを抱えた人が相談できる場の情報提供を行う。	保健センター
こころの健康づくり講演会	自殺対策強化月間(3月)に、こころの健康に関する知識の普及や、市民の健康の保持増進を図ることを目的とした講演会を開催する。	保健センター
子どもの発達に関する相談先の周知	広報誌やホームページ、パンフレット等で子どもの発達に心配な親への相談先をわかりやすく紹介する。	子ども発達支援センター

④こころの健康を支える環境の整備促進

事業名	取組内容	担当部署
窓口業務における相談先の紹介	医療費助成、福祉関係等あらゆる市の窓口において、自殺の危機要因に関連する相談を受けた場合は、適切な相談先につなぐ。	関係各課
市政への意見受付時の助言	市政に対する市民の意見、要望、提言等を所管課に伝え、市政に反映させる。必要時、相談窓口等へ案内する。	広報広聴課
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図り、必要に応じ各種相談窓口を案内する。	戸籍住民課
市民相談	日常生活上生じる、悩みごとや困りごとなどの相談窓口を開設する。	市民生活課
パートナーシップ宣誓制度	性の多様性への理解促進を図るとともに、性的マイノリティの方々が抱える不安や孤独感を解消することを目的として、互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的マイノリティを含むカップルに対して、市が証明書(パートナーシップ宣誓書受領証)を交付する。	市民生活課 市民協働担当
デートDV出前講座	デートDVの周知啓発と被害防止を目的として、北海道人権擁護委員連合会と連携し、て出前講座を実施する。	市民生活課 市民協働担当
消費生活相談	江別市消費生活センターにて、契約トラブルなどの相談を実施する。	商工労働課
障害者相談支援事業	専任相談員による相談を行い、障がい者(身体・知的・精神・難病)の社会的自立と家族の支援を行う。	障がい福祉課
居場所「シエスタ」の開催	NPO 法人レターポスト・フレンド相談ネットワーク主催による、ひきこもり当事者とその家族がそれぞれ交流する居場所づくり。 各領域の支援機関の参画による多機関共同開催。	健康福祉部 管理課

事業名	取組内容	担当部署
民生委員・児童委員による相談	高齢者、障がい者、児童、母子世帯など要援護者の把握、調査、見守り、相談支援を行う。	健康福祉部 管理課
生活保護受給者からの相談に対する助言	日常生活、病気の治療、介護サービスの利用、子の通学等に関する相談への助言を行う。	保護課
心とからだの健康相談	生活上の様々な悩みに関する相談窓口として常時開設する。	保健センター
成人保健個別支援	他部署からの依頼や成人検診業務により把握される悩みを抱える方が、適切な相談機関につながるよう支援したり、生活状況の把握等を行う。	保健センター
外来・入院時の各種相談	一般精神科において、本人・ご家族より治療中の医療費や生活費、仕事、対人関係、制度について外来・入院の場面での診療・相談を行う。	江別市立病院 精神リハビリテーション室

⑤SOS の出し方に関する教育の推進

事業名	取組内容	担当部署
自殺予防教育および児童生徒の心の安定のための学校の取組	各小中学校において、児童生徒の援助希求的態度を育成し、また、相談しやすい環境を確保する。	教育支援課
相談員等による教育相談	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が、不登校や虐待など、学校・家庭等で悩みや困難を抱える児童生徒や保護者等から相談を受け、支援を行う。	教育支援課
いじめ・不登校相談電話	いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者等からの電話相談を専任指導員(教員経験者)等が受ける。	教育支援課
心のダイレクトメール	いじめに悩んでいる、学校へ行きづらい、普段の生活で不安や辛いことがあるなど、児童生徒や保護者が感じている悩みや不安を、学校を経由せず郵送又は電子メールにより教育委員会で直接受け付け、要因の解消のための支援を行う。	教育支援課

(2)重点施策

① 働き盛りの方や高齢者への対策の推進

事業名	取組内容	担当部署
デジタルデバイド 対策	高齢者を対象に、スマートフォンの基本的な使い方やLINE の操作等について学ぶスマホ教室を開催する。	デジタル政策担当
愛のふれあい交 流事業(市補助事 業)	「愛のふれあい活動」及び「地域交流つどいの活動」の2事業により、一人暮らしの高齢者や障がいのある方への安否確認、ひきこもりの予防など住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことを目的とした助け合い活動を行う。	健康福祉部 管理課
高齢者の総合相 談	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるようにするために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる。	介護保険課 地域支援事業担当
高齢者の権利擁 護	消費者被害や高齢者虐待(身体的、心理的、経済的、性的、ネグレクト)等の権利侵害を受けている、もしくは受ける可能性が高い高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように権利侵害の予防や対応を行う。	介護保険課 地域支援事業担当
生活支援体制整 備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の充実・強化を図り、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を行う。	介護保険課 地域支援事業担当
認知症サポーター 養成講座	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人に対する理解や対応ができる認知症サポーターを養成する。	介護保険課 地域支援事業担当
認知症高齢者家 族やすらぎ支援 事業	認知症高齢者を介護する家族に対し、やすらぎ支援員が認知症高齢者の自宅を訪問し、家族に代わり話し相手となり、見守りを行う。	介護保険課 地域支援事業担当
認知症総合支援 事業	講演会を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。 また、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人やその家族の支援を行う。	介護保険課 地域支援事業担当

事業名	取組内容	担当部署
江別市成年後見支援センター	高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度に関する相談対応や利用支援、成年後見人等への支援などを行う。	介護保険課
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知【再掲】	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」(一般向け、高齢者向け)を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
通いの場等への専門職派遣・フレイルチェック	心身機能の維持・向上に取り組んでいる住民主体の通いの場等を活用し、フレイルのリスクを確認するための「フレイルチェック」を実施するほか、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職等を派遣し、フレイル予防に関する普及啓発を行うことで、要介護状態や認知症予防を行う。	保健センター
メンタルヘルスに関する出前健康教育【再掲】	自身のストレスに気づき対処するための知識を身につけるとともに、身近な人の変化に気づくことができるゲートキーパーについての講話を、地域や職域に出向いて行う。	保健センター
蒼樹大学	65歳以上の市民に学習の機会を提供し、高齢者のいきがい作りや地域社会に貢献できる人材育成に取り組む。	生涯学習課

② 生活困窮者に対する支援の充実

事業名	取組内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業	自殺の要因となり得る生活困窮をはじめ、生活における様々な悩み・不安の相談を、専門の相談支援員が受け、解決に向け支援する。	健康福祉部 管理課
就労準備支援事業	就労意欲・生活能力・社会適応力などが低いなどの理由で就労に向けた課題を多く抱える生活困窮者に対し、対象者の状況に応じた支援を行う。	健康福祉部 管理課
経済的困窮者等に対する面接相談	生活保護申請の受理、生活保護法以外の他法活用による生計維持等に関する助言、各種担当・専門窓口の案内を行う。	保護課
生理用品の配布	市内5か所の相談窓口(市民相談所、保健センター、子育て支援課、くらしサポートえべつ、まちなか仕事プラザ)において、希望者に生理用品を配布する。	市民生活課 市民協働担当

事業名	取組内容	担当部署
就労相談	江別まちなか仕事プラザにて、子育て女性やシニア等の就労相談を実施する。	商工労働課
勤労者生活資金貸付	勤労者への生活費等の貸付を実施する。	商工労働課
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知【再掲】	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」(一般向け、高齢者向け)を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支給する。	学校教育課
奨学資金貸付	高等学校へ修学意欲があるにもかかわらず経済的な理由により、修学困難な高校生に修学に必要な資金の一部を貸与する。	学校教育課

③子どもや若者への支援の充実

事業名	取組内容	担当部署
生涯活躍のまち整備事業	多くの市民が住み慣れた地域に生涯にわたって安心して暮らし続け、中高年齢者や若年層、障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」の実現を目指すため、拠点地域を中心とした交流事業を実施する。	政策推進課
乳幼児虐待予防支援事業	妊娠届出、新生児訪問、乳幼児健診時に問診票やアンケート、面接結果等から、育児不安や養育困難を抱えた親子をスクリーニングする。その後、訪問、電話、面接等の方法で支援する。	保健センター
産後ケア事業	家族等から十分な家事・育児援助が受けられない産婦と乳児に対して、産科医療機関等への通所や宿泊、助産師の訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行う。	保健センター 子育て世代包括支援 担当

事業名	取組内容	担当部署
産婦健康診査	産後2週間と1か月など、産後間もない時期に医療機関や助産院で行う健診で産婦のこころとからだの状態を確認する。 問診・診察等のほか、エジンバラ産後うつ質問票によるこころの健康チェックを実施する。	保健センター 子育て世代包括支援 担当
家庭児童相談	子どもや子育てに関する悩みの相談窓口として常時開設し、児童相談所や教育委員会などと連携して対応する。その後、訪問、電話、面接等の方法で支援する。	子育て支援課 子ども家庭総合支援 担当
母子・父子福祉相談	ひとり親家庭の経済的及び精神的な悩み、離婚やDV等の相談を行う。 児童相談所や女性相談援助センターなどと連携して対応する。	子育て支援課 子ども家庭総合支援 担当
子育て講習会・講座の開催	子育て中の保護者がリフレッシュできる場や、育児に対する知識をつける場、ピアサポートの場として開催する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
自由に遊べるひろば(サロン)の開放	子育て中の親子がリフレッシュできる場、気軽に集まり交流できる場を提供する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
子育て相談	子育て支援コーディネーター、保健センター、発達支援センター、子育て支援課等、専門機関と連携し、育児に関する相談を来園や電話にて対応する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
子育て情報誌の発行	子育てに関する情報(各種相談窓口、子育て支援センター、遊び場、保育施設、医療機関等)をまとめて周知する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
相談支援事業	障がいのある子ども及び家族が日常生活を営む上での悩みを相談し、不安を解消し、子どもの健やかな育成を支援することができるように相談支援専門員による相談を行い、福祉サービスの調整と家族支援を行う。	子ども発達 支援センター

事業名	取組内容	担当部署
子どもの発達に関する相談先の周知【再掲】	広報誌やホームページ、パンフレット等で子どもの発達に心配な親への相談先をわかりやすく紹介する。	子ども発達支援センター
発達相談	子どもの発達に関する悩みや子育ての相談を専門職（公認心理師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等）が行う。	子ども発達支援センター
子育てに関する講演会の開催	子育て中の保護者の悩みや不安の軽減につながる支援を行うため、家庭教育や子育てに関する市民向けの講演会等を実施する。	生涯学習課
小中学校学習サポート事業	多様な学習機会を提供するため、複数の教員が指導するチーム・ティーチングや、放課後・長期休業中の学習支援を行う学習サポート教員（教員資格者）や、書写やミシンなど、教科指導以外での学校支援を行う地域ボランティアを、市内全小中学校に派遣する。	学校教育課
ICT 機器を活用した学び	ICT 機器を活用し、様々な理由で登校できない児童生徒に対し、オンライン学習を実施する。	学校教育課
相談員等による教育相談【再掲】	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が、不登校や虐待など、学校・家庭等で悩みや困難を抱える児童生徒や保護者等から相談を受け、支援を行う。	教育支援課
いじめ・不登校相談電話【再掲】	いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者等からの電話相談を専任指導員（教員経験者）等が受ける。	教育支援課
心のダイレクトメール【再掲】	いじめに悩んでいる、学校へ行きづらい、普段の生活で不安や辛いことがあるなど、児童生徒や保護者が感じている悩みや不安を、学校を経由せず郵送又は電子メールにより教育委員会で直接受け付け、要因の解消のための支援を行う。	教育支援課
適応指導教室「すぽっとケア」	学校に行きたくても行けない児童生徒に対する支援を行い、社会的自立を図るために設置している適応指導教室の運営を行う。	教育支援課

(3)その他の生きることの包括的な支援

事業名	取組内容	担当部署
生涯健康プラットフォーム推進事業	スマートフォンで心身の健康状態を簡単に記録できるアプリを提供し、日々の健康管理を支援する。	デジタル政策担当
子育て講習会・講座の開催【再掲】	子育て中の保護者がリフレッシュできる場や、育児に対する知識をつける場、ピアサポートの場として開催する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
自由に遊べるひろば(サロン)の開放【再掲】	子育て中の親子がリフレッシュできる場、気軽に集まり交流できる場を提供する。	子ども育成課 子育て支援センター 事業推進担当
子育てに関する講演会の開催【再掲】	子育て中の保護者の悩みや不安の軽減につながる支援を行うため、家庭教育や子育てに関する市民向けの講演会等を実施する。	生涯学習課
社会教育施設の環境整備	市民の交流や学習活動の拠点となる公民館等の施設整備を計画的に進め、市民の学習活動を支援する。	生涯学習課
蒼樹大学【再掲】	65歳以上の市民に学習の機会を提供し、高齢者のいきがい作りや地域社会に貢献できる人材育成に取り組む。	生涯学習課
えべつ市民カレッジ	市内4大学等主催の市民向け公開講座と市主催講座を総合的に情報提供し、市民が継続して学べる環境づくりに取り組む。	生涯学習課
キャリア教育	学ぶことと将来を見通しながら、大人のイメージを持ち、将来、自分らしい生き方を実現するための力を育むため、社会人による講演会や中学校2年生が市内企業に職場体験を行うなどの取組を行う。	学校教育課
小中学校学習サポート事業【再掲】	多様な学習機会を提供するため、複数の教員が指導するチーム・ティーチングや、放課後・長期休業中の学習支援を行う学習サポート教員(教員資格者)や、書写やミシンなど、教科指導以外での学校支援を行う地域ボランティアを、市内全小中学校に派遣する。	学校教育課
ICT 機器を活用した学び【再掲】	ICT 機器を活用し、様々な理由で登校できない児童生徒に対し、オンライン学習を実施する。	学校教育課

第2次江別市自殺対策計画
令和6年3月 策定

江別市保健センター

住所：北海道江別市若草町6番地の1
電話：011-385-5252